

がん免疫総合研究センター—Bristol Myers Squibb棟時間利用スペース使用規則

(令和6年12月24日 医学研究科附属がん免疫総合研究センター長裁定制定)

(目的)

第1条 この規則は、がん免疫総合研究センター—Bristol Myers Squibb棟使用要領（令和6年4月11日 医学研究科長裁定制定。以下「要領」という。）に定めるもののほか、がん免疫総合研究センター—Bristol Myers Squibb棟（以下「BMS棟」という。）の時間利用スペース使用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用申請)

第2条 要領第3条第2項に定める時間利用スペースの使用に係る申請は、次表に定める申請時期に、同表に定める提出書類を提出して行わなければならない。

施設の区分	申請時期	提出書類
多目的ホール	使用しようとする日（複数日に連続してまたがる場合はその最初の日）の1年前から10日前まで。 ただし、国際会議その他の大規模な会議等の会場として多目的ホールを使用しようとする場合で、当該会議等の準備その他の都合により、1年以上前に多目的ホールの使用許可を受ける必要があるときは、さらにその6月前からその使用を申請することができる。	多目的ホール使用申請書 (様式1-1)

(使用許可等の通知)

第3条 要領第5条第1項に定める通知は、次表に定める通知書類により行うものとする。

施設の区分	通知書類
多目的ホール	多目的ホール使用許可通知（様式1-2） 多目的ホール使用不許可通知（様式1-3）

(使用の趣旨)

第4条 前条の許可を受けた使用の申請について、がん免疫総合研究センター長（以下「センター長」という。）の許可なく、その使用者、使用目的又は使用日時を変更することはできない。

(使用変更申請)

第5条 施設の使用目的又は使用日時の変更は、第2条の規定に準じて行うものとする。当該変更申請のために書類が提出された場合、当初の使用申請は破棄し、新たな申請として取り扱うものとする。

(使用変更許可の通知)

第6条 前条の申請にかかる通知は、第3条の規定に準じて行うものとする。

(使用の取止め)

第7条 第2条に規定する書類の提出後又は使用開始後に、使用取止めの申請を行おうとする場合は、申請者又は使用責任者は、センター長に個別に申し出たうえで、所定の様式により申請を行

うものとする。

- 2 前項の申請を受けたセンター長は、第3条の規定に準じて、使用取りやめの許可又は不許可を決定し、書面により通知するものとする。

(施設使用料)

第8条 要領第7条の規定による施設使用料の納入は、次表に定める通りとする。

施設の区分	納入回数
多目的ホール	一回（複数日時にわたって使用する場合は一連）の使用の許可ごと一括納入

(施設使用料の減免)

第9条 要領第8条の規定による施設使用料の減免を行った場合、センター長は、医学研究科附属がん免疫総合研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に、その理由と合わせて報告するものとする。

(物件保全義務)

第10条 要領第10条第4項の規定による変更は、事前に、当該工作又は変更の必要性、程度及び内容、使用を終えた後の原状への回復その他必要な事項を記した書面を提出して行わなければならない。

(安全衛生管理)

第11条 使用責任者及び当該施設を使用する者は、当該施設における安全衛生管理について、関係する法令等及び本学の諸規程を遵守するとともに、法令等及び本学の諸規程の規定に基づきセンター長が行う指示に従わなければならない。

- 2 使用責任者は、その責任において、当該施設の使用において、騒音、振動、水質汚濁、悪臭等の環境問題が発生しないよう予防措置を講じ、及び問題が発生した場合は速やかに解決のための措置を講じなければならない。
- 3 センター長は、使用責任者が前項の措置を講じないときは、要領第11条第1項第3号の規定に基づき、当該施設の使用許可を取り消し、又は使用を中止させることがある。

(返還の期限)

第12条 施設の返還の期限は、使用終了日時までとし、同日時までには要領第14条の原状回復を行い、センター長による検査確認を受けなければならない。ただし、終了時刻が午後5時15分を超える場合は、検査確認を翌日以降に行うことがある。その場合、使用責任者は検査確認の実施日時について異議を申し立てることは出来ない。

(立入調査)

- 第13条 要領第17条の規定による随時立入において調査が行われるときは、使用責任者は、当該調査に協力しなければならない。
- 2 センター長は、前項の調査により、管理上特に必要と認めるときは、使用責任者に対して是正措置を求めることができる。

3 センター長は、使用責任者が前項の求めに応じないときは、要領第11条第1項第3号の規定に基づき、当該施設の使用許可を取り消し、又は使用を中止させることがある。

(規則の変更)

第14条 センター長は、次の各号に掲げる場合には、使用責任者の同意を得ることなくこの規則を変更できるものとする。

- (1) この規則の変更が、使用責任者の一般の利益に適合するとき。
- (2) この規則の変更が、要領第3条の使用範囲に反せず、かつ、BMS棟の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 前項による規則の変更にあたっては、規則の変更をする旨及び変更後の規則の内容並びに変更の効力発生日を、当該効力発生日までに相当な期間において本学ホームページに掲示し、又は使用責任者に電子メールで通知するものとする。

(がん免疫総合研究センター主催事業による使用)

第15条 がん免疫総合研究センター主催事業による使用の場合、第2条から第7条に規定する手続きは省略することができる。ただし、使用の予定及び実績については、その他の使用と一連のものとして記録するものとする。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

この規則は、令和6年12月24日から施行する。